

吹田市民営化保育所移管先募集要領（案）

（平成30年4月1日移管分）

吹田市は、「吹田市公立保育所民営化実施計画」に基づき、民営化する吹田市立保育所の移管を受ける事業者（以下「移管先」という。）を募集します。

1 移管する保育所と所在地等

保育所名	吹田市立南保育園
所在地（住居表示）	吹田市穂波町15番30号
定員	112名
開所年月日	昭和51年12月
敷地面積	1,101㎡
建物構造・建築年次	RC造 2階建 昭和51年建築
建物面積	477.64㎡
園庭面積	372㎡

2 移管実施日

平成30年4月1日

3 応募資格

- (1) 平成28年4月1日現在で、児童福祉法第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園もしくは学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下、「保育所等」という）を本市にて、引き続き3年以上運営している社会福祉法人または学校法人であること。
- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有する事業者であること。
- (3) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する事業者であること。
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年9月28日条例第50号)第7条第1項第2号に基づき、事業実施者になろうとする者が、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、及び同条第4条に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

4 移管方法

- (1) 保育所用地について
市は、移管先に吹田市立南保育園敷地 1,101 m²を契約により貸付けます。
移管後 10 年間は、無償での貸付とし、以後は、有償による貸付を行います。
- (2) 保育所建物等について
市は、移管先に既設保育所建物やプール、遊具、備品等を現状のまま、契約により無償で譲渡します。
- (3) 保育所の使用用途について
貸与を受けた土地及び無償譲渡を受けた建物等については、許可なく保育所の用途以外に使用できません。
- (4) 建物等についての譲渡手続きについて
無償譲渡を受けた建物等については、移管先が表題部登記、所有権保存登記後、直ちに移管先の基本財産に編入すること。
- (5) 土地及び建物等の維持管理について
移管後の土地及び建物等の維持管理については、移管先が責任をもって自己負担で行うこと。

5 移管条件

(1) 保育所運営について

移管先は、児童福祉法をはじめとする関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)を基本とし、移管予定の保育所で実施している保育内容等の継続性を踏まえ、別紙「保育所運営に関する条件」に定めた項目を移管後の履行条件とし、移管先自らが移管を受ける保育所の運営を行うこと。

(2) 保育内容等の引継ぎについて

園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎや移管予定の保育所で実施している保育内容等の継続のために、別紙「合同保育と引継ぎ保育について」に基づき、移管前に合同保育を実施し、また移管後に引継ぎ保育を行うこと。

(3) 三者懇談会について

移管先決定後、市・保護者代表・移管先による三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ること。

三者懇談会の設置期間は、原則として、移管の5年後までとし、三者懇談会の三者のうち、いずれか一方から要請があった場合に、随時、当該懇談会を開催できるものとするほか、懇談会の運営方法等については三者で協議するものとします。

(4) 民営化園の評価及び民営化効果の検証について

移管先は、市が民営化後1年以内に実施する保護者アンケート等により、移管先の保育状況等を確認し、公表する等の民営化園の評価及び民営化効果の検証に協力すること。

移管先は、民営化後1年以内に福祉サービス第三者評価事業を受審し、評価結果を公表すること。

6 選考等

- (1) 移管先の選考は、吹田市民営化保育所移管先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行い、事業の目的・理念、運営の透明性、社会的信望、社会福祉事業に関する知識・経験、資金計画・経理状況等、事業主体

としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうか（以下、「審査項目」という。）を以下の通り審査します。

ア 書類審査 書類等による審査を行います。応募多数の時は、実地調査及び面接調査への通過事業者数を限定することがあります。

イ 実地調査 面接による審査および応募事業者運営保育所等への視察を行います。応募事業者は、面接時に審査項目について企画提案面接調査 すること。

ウ 最終審査 提出書類及び実地調査及び面接調査の経過を総合的に判断し、選定委員会が別に定める選定基準に基づき、移管先候補者を選定します。

※ 選定法人名については、最終審査終了後に本市ホームページ等で公開を予定しています。

(2) 市は、この選定結果を尊重し、移管先を決定し、速やかに移管先と移管に関する協定書を締結します。

7 応募の手続等

(1) 申込み用紙等の配布

ア 配布期間 平成 28 年 3 月 16 日（水）から平成 28 年 4 月 22 日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

イ 配布場所 吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課

なお、応募書類の様式は市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 説明会ならびに吹田市立南保育園見学会

応募する事業者は、必ず説明会に参加してください。

ア 日 時 平成 28 年 4 月 10 日（日） 午前 9 時から

イ 場 所 吹田市役所

※ 説明会が終了後、吹田市立南保育園へ移動し、見学会を実施します。

※ 見学会は希望が多数の場合、日程調整をすることがあります。

※ 説明会ならびに見学会への参加申込は、応募書式にある「見学会参加申込

書」に必要事項を記入の上、平成 28 年 4 月 8 日（金）午後 5 時 30 分までに吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課まで E-mail または Fax で御申込みください。（受付後に確認の御連絡をいたします）

- ※ 説明会ならびに見学会への参加は、1 事業者につき 2 人以内といたします。
- ※ 一次審査までの現地確認は、本見学会時のみですのでご注意ください。

(3) 質問書の提出及び回答

ア 提出期間 平成 28 年 4 月 11 日（月）から平成 28 年 4 月 15 日（金）まで

イ 提出方法 質問事項を記入し、E-mail または Fax にて提出してください。

ウ 提出先 E-mail hoiku_k@city.suita.osaka.jp

Fax 06-6384-2105

（吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課）

エ 回答 全ての質問事項を全応募事業者に E-mail または Fax で回答します。

(4) 申込書の受付

ア 受付期間 平成 28 年 4 月 18 日（月）から平成 28 年 4 月 22 日（金）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分を除く）

イ 受付場所 吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課（37 番窓口）

ウ 提出書類 別紙「吹田市立南保育園の移管を受ける事業者申込書」及び同申込書に定める各種書類

エ 提出部数 15 部（正本 1 部、写し 14 部）

- ※ 提出は持参によるものとし、郵送等での受け付けはしません。
- ※ 上記、受付期間経過後は受け付けません。ただし、受付期限までに応募事業者がなければ、1 週間程度受付期限を延長する場合があります。
- ※ 資料等の追加を依頼することがあります。
- ※ 応募に関し必要な経費は、応募事業者の負担とします。
- ※ 受付後に、申請を辞退する場合は、必ず辞退届が必要です（様式は任意）。

8 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、吹田市情報公開条例の規定により公開することがあります。
- (3) 移管にあたっては、吹田市長の保育所設置認可を得ることとし、設置認可に要する経費は、移管先の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽、不正があった場合や応募者及び応募者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、その他不正な行為があった場合は、失格となることがあります。
- (5) 選定後において天災などのやむを得ない場合を除き、市の許可なく移管先が無断で計画の変更を行うことはできません。違反した場合、市が移管先の決定を取り消すことがあり、その際に生じた損害について移管先は市の責めを負うこととなります。
- (6) 保育所を民間に移管する場合、市議会の承認が必要になります。万が一、市議会で否決された場合には移管を止めることになり、損害を与えた場合でも本市は責めを負いません。
- (7) 私立保育所等に対する補助制度については、参考資料3「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領」を参照してください。
なお、合同保育の人件費等、民営化による補助制度の新設を予定しており、予算の範囲内において市が補助を検討しています。
- (8) その他、必要な事項は別に定めます。

9 移管スケジュール (予定)

平成28年	6月	移管先決定、協定書締結
平成28年	7月	三者懇談会設置
平成29年	4月	合同保育開始
平成30年	4月	移管先による運営開始、引継ぎ保育開始

10 問合せ先

吹田市 こども部 こども育成室 保育幼稚園課（こども政策担当）

住 所 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電 話 06-6384-3104（直通）

F a x 06-6384-2105

E-mail hoiku_k@city.suita.osaka.jp

お知らせ

平成28年4月1日から組織名称を変更します。

旧名称：こども部 こども育成室 保育幼稚園課（こども政策担当）

新名称：児童部 保育幼稚園室（こども政策担当）

問合せ先（住所、電話、F a x、E-mail）に変更はありません。

保育所運営に関する条件

移管後の運営に関して必要な条件は以下のとおりとし、協定書に定めることとします。

1 関係法令等の遵守

関係法令等を遵守すること。

2 保育内容の継続

現行の年間行事等を含めた保育内容を継続すること。

3 開所時間と開所日

(1) 開所時間は 7 : 00 ~ 19 : 00 とすること。

(2) 開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く月曜日から土曜日とすること。

(3) ただし、(1)(2)を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。

4 定員及び受入年齢

(1) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を変更する際には、市と事前に協議すること。

(2) 0 歳児（原則として生後 8 週目以降）から 5 歳児までを受け入れること。

5 職員配置

(1) 保育士の人数については以下に定める配置基準以上とすること。

ア 0 歳児クラス 乳児 3 人に対し保育士 1 人

イ 1 歳児クラス 幼児 5 人に対し保育士 1 人

ウ 2 歳児クラス 幼児 6 人に対し保育士 1 人

エ 3歳児クラス 幼児 20 人に対し保育士 1 人

オ 4歳児クラス 幼児 30 人に対し保育士 1 人

カ 5歳児クラス 幼児 30 人に対し保育士 1 人

(2) 施設長については保育所等で3年以上施設長または施設長に準じた経験を有する者を配置すること。

(3) 当該園での保育士の構成は3年以上の保育実務経験者を2分の1以上配置するとともに、10年以上の保育実務経験者を必ず配置すること。

(4) 専任の看護師を常勤で配置すること。

6 特別保育事業

(1) 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては市と協議を行うこと。

(2) 発達を支援する必要がある幼児を吹田市発達支援保育実施要領の規定により民営化前と同様に受け入れること。

7 地域支援事業

園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

8 給食

(1) 給食は、自園調理方法を採用すること。

(2) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

9 健康診断

関係法令等の定めや入所児童の状況により、健康診断を適切に実施すること。

10 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者

に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

11 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

12 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけること。

13 保護者との懇談、苦情解決等

- (1) 保護者との懇談会を定期的を開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意をもって対応すること。
- (2) 苦情解決の仕組（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」）を整備すること。

14 臨時雇用員の継続雇用について

民営化前に雇用されていた臨時雇用員が民営化後も就労を希望する場合は、子どもへの保育環境への変化を最小限に留める観点から引続き雇用を検討すること。

合同保育と引継ぎ保育について

1 合同保育と引継ぎ保育の概要

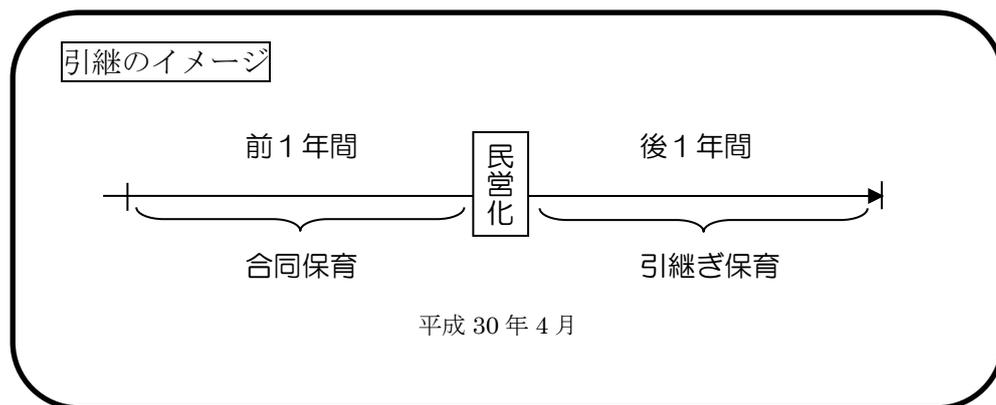
民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行い、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎのために、民営化前に合同保育を実施します。また、民営化後には引継ぎ保育を実施し新旧職員の保育業務の移行が円滑に行えるようにします。

(1) 合同保育

民営化の1年前から、段階的に移管先の保育士等が当該園にて保育を行います。

(2) 引継ぎ保育

民営化後に当該園に勤務していた園長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し、引継ぎ保育に参加し、協定等に従った適切な保育が行われているかの確認を行います。



2 基本的な実施方法

(1) 合同保育の実施手法

合同保育については平成29年4月から平成30年3月までの1年間実施

すること。

- ア 園長予定者は行事ごとに随時南保育園を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障がい児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、南保育園の保育士と引継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこと。
- イ 主任予定者は毎日南保育園を訪問し、業務引継ぎを受けること。
- ウ 担任予定である保育士代表は平成 29 年 4 月から 12 月までの 9 か月間毎日南保育園の保育士と合同保育を行い、引継ぎを受けること。
- エ 保育士（各クラス担任予定者）6 名を平成 30 年 1 月から 3 月までの 3 か月間各クラスに毎日配置のうえ、合同保育を実施すること。
- オ 看護師・調理員各 1 名については、平成 30 年 1 月から 3 月までの 3 か月間配置し、引継ぎを受けること。

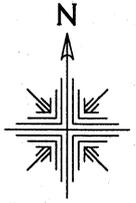
(2) 引継ぎ保育の実施手法

引継ぎ保育については平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 1 年間実施すること。

- ア 元園長は通年で引継ぎ保育を実施すること。
- イ 保育士（乳児担当の代表）2 名が平成 30 年 4 月から 9 月までの 6 か月間引継ぎ保育を実施すること。
- ウ 保育士（幼児担当の代表）1 名が平成 30 年 4 月から 6 月までの 3 か月間引継ぎ保育を実施すること。
- エ 看護師、調理員の各 1 名について平成 30 年 4 月の 1 か月間引継ぎを実施すること。

南保育園位置図

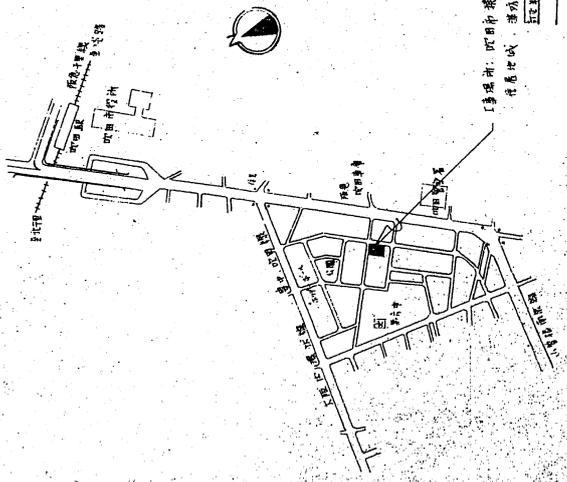
参考資料1



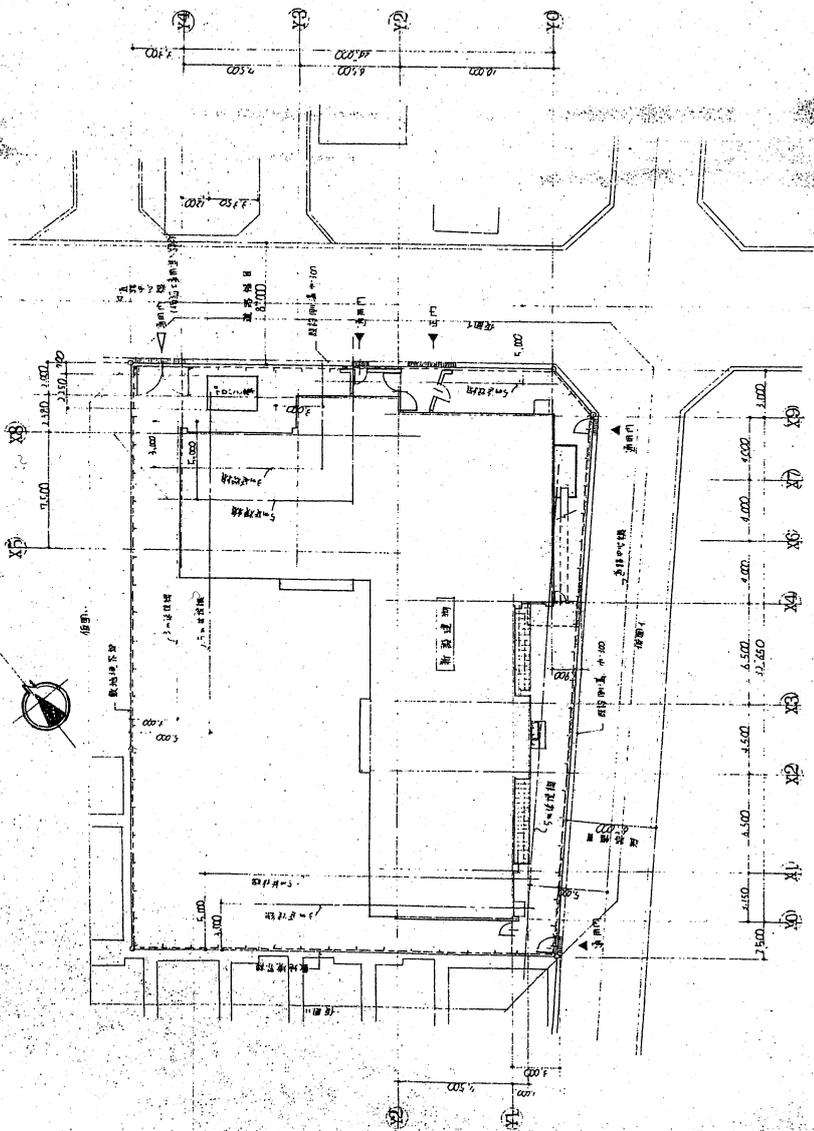
南保育園 附近見取図・配置図

竣工図	
昭和51年11月	
工事名	福岡市現況計画3518-1番地区 住居地域、準住居地域
図種別	見取図 配置図
縮尺	1/51,200 縮尺
図番	A / 06
設計	福岡市建設局建築課
年月	昭和50年10月6日

【事務所】福岡市現況計画3518-1番地区
住居地域、準住居地域

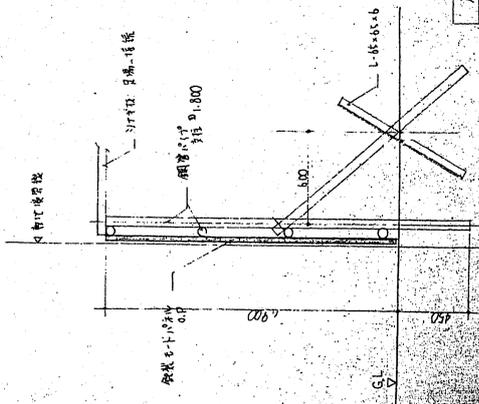


附近見取図



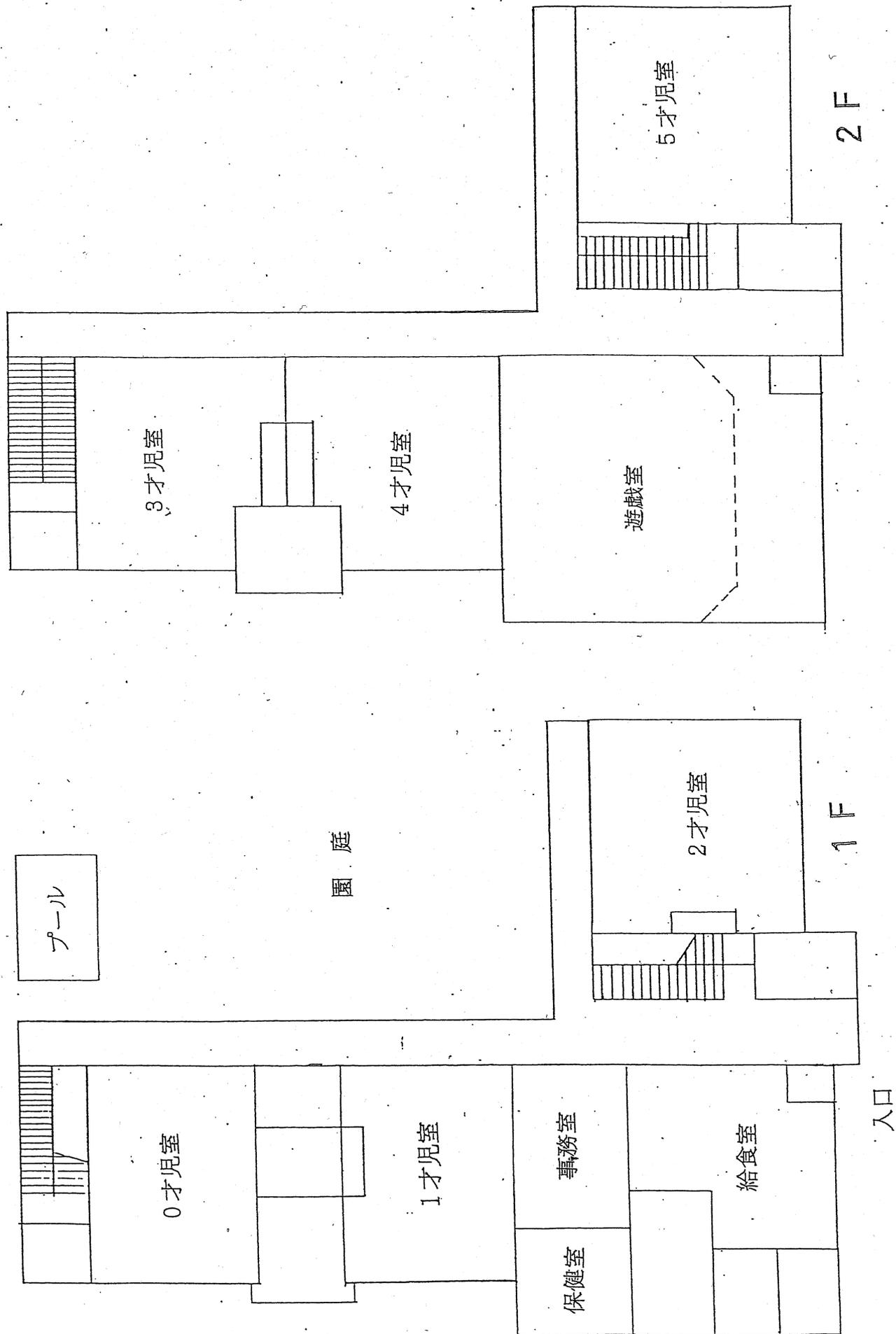
配置図 1/51,200

※ 敷地面積 1,800㎡
※ 敷地面積の内、保育園1区画は、不特定多数の児童が利用する
※ 道路に面した側は、歩行者利用が容易なよう、歩道幅を1.5m確保する
※ 低層工務用車庫入り路は、敷地面積内に示す△で示す



後面... 参考詳細図D20
彩灰入り厚さ250

吹田市立 南保育園



南保育園の定員、在園児童数及び職員体制（平成 27 年度）

1 定員、在園児童数

（単位：人）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
年齢別定員	6	15	18	23	24	26	112
在園児童数 (H28. 1. 1 現在)	9	17	23	26	22	27	124

2 職員体制

（単位：人）

保育士			その他職員					計
園長	園長代理	保育士	保育補助	看護師	用務員	地域担当	安全管理員	
1	1	12(6)	(14)	1	2(4)	1	(2)	18(26)

() 内は臨時雇用員等の職員です（外数）。

吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童の保育内容の充実を図るため、市内における私立の特定教育・保育施設等に対して、毎年度予算の範囲内において特定教育・保育施設等運営助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による吹田市長の確認を受けた同項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (2) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項の規定による吹田市長の確認を受けた同項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (3) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (5) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (6) 小規模保育 法第7条第7項に規定する小規模保育をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、特定教育・保育施設を設置する者及び特定地域型保育事業者（小規模保育を行う者に限る。）とする。ただし、国、大阪府及び市を除く。

(助成種別等)

第4条 助成種別、助成の対象となる施設及び事業（以下「助成対象施設」という。）、助成の対象となる事業等（以下「助成対象事業」という。）の要件、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した特定教育・保育施設等運営助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、小規模補修費助成に係る助成金の交付を受けようとする者は、別に市長が定めるところにより、あらかじめ市長と当該助成金に関する協議を完了させておかなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）
- (2) 交付申請額及びその助成種別

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業所要額調書
- (3) 歳入歳出予算書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、特定教育・保育施設等運営助成金交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載して押印した特定教育・保育施設等運営助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
- (2) 請求額及びその助成種別

(交付)

第8条 助成金は、次の各号に掲げる助成種別に応じ、当該各号に定めるところにより交付する。

- (1) 発達支援保育対策費助成、保育特別対策費助成、延長保育事業費、保育体制強化費、保育士宿舍借上費、看護師助成及び病児保育事業費（体調不良児対応型）に係る助成金 当該年度の7月、10月及び12月の各月にそれぞれの交付決定額（第6条又は次条の規定による交付決定額をいう。）の3分の1以内ずつを交付し、当該年度の終了後残額を交付する。
- (2) 小規模補修費助成に係る助成金 別に市長が定めるところによる工事完了手続の終了後交付する。
- (3) その他のものに係る助成金 当該年度の終了後一括して交付する。

(変更交付の申請等)

第9条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した特定教育・保育施設等運営助成金変更交付申請書に第5条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 変更交付申請額及びその助成種別
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、特定教育・保育施設等運営助成金変更交付決定通知書により当該申請をした助成事業者に通知するものとする。この

場合においては、第6条後段の規定を準用する。

3 前項の規定による通知を受けた助成事業者の交付の請求については、第7条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに特定教育・保育施設等運営助成金事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業所要額精算書
- (3) 歳入歳出決算書
- (4) 助成対象経費の支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、特定教育・保育施設等運営助成金交付額確定通知書により当該報告をした助成事業者に通知するものとする。

(精算)

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に交付した助成金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 次条又は第15条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若し

くは質問をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(申請書等の様式)

第16条 この要領に規定する申請書等の様式は、こども部長が定める。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、こども部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

助成種別	助成対象施設	要件	助成対象経費	助成金の額
発達支援 保育対策 費助成	認定こども園及び 保育所	市長が入所させた障害児（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに限る。）に係る保育を実施していること。	障害児の保育を行うに 当たり必要とする経費	<p>助成対象経費の支出額（助成対象経費の総額から助成対象事業に係る利用料、寄附金その他の収入の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は下記助成基準単価によって算出した助成基準額のいずれか少ない額</p> <p>1 月の初日に在籍する障害児に係る月額助成基準単価</p> <p>(1) 介助保育士を必要とするとき 障害児1人につき239,780円。ただし、2人以上の障害児の保育を行う場合にあっては、2人目以降の障害児については、1人につき259,780円とする。</p> <p>(2) 介助保育士を必要としないとき 障害児1人につき75,390円</p> <p>2 月の途中に入所させ、又は障害児の認定をした障害児に係る当該月の助成基準単価</p> <p>(1) 2日以降5日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の6</p> <p>(2) 6日以降10日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の5</p> <p>(3) 11日以降15日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の4</p> <p>(4) 16日以降20日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の3</p> <p>(5) 21日以降25日までに入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の2</p> <p>(6) 26日以降に入所させ、又は障害児の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の1</p>

<p>保育特別 対策費助 成</p>	<p>認定こども園及び 保育所</p>	<p>保育士の配置基準及び補助金事業等の実施による加配職員数を満たした上で予備保育士を配置していること。 (この項目において、認定こども園は、「保育士」を「保育教諭」と読み替えるものとする。)</p>	<p>予備保育士の人件費</p>	<p>助成対象経費の支出額又は239,780円に保育士の配置月数を乗じて得た額のいずれか少ない額</p>
<p>延長保育 事業費</p>	<p>認定こども園、保育所及び小規模保育</p>	<p>国の延長保育事業の要件を満たす延長保育（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対するものに限る。）を実施していること。</p>	<p>延長保育を行うに当たり必要とする経費</p>	<p>助成対象経費の支出額又は延長保育事業に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額</p>

地域活動事業費助成	認定こども園及び保育所	助成額の欄に掲げる事業（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対するものに限る。）を実施し、かつ、園庭開放を実施していること。	助成額の欄に掲げる事業を行うに当たり必要とする経費	<p>助成対象経費の支出額と下記助成基準単価によって算出した助成基準額とを比較して少ない方の額</p> <table border="1" data-bbox="895 304 1449 1111"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">助成基準単価（円）</th> </tr> <tr> <th>基本額（年額）</th> <th>加算額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世代間交流等事業</td> <td>350,000</td> <td rowspan="3">下記加算項目に該当する項目数に応じ次に掲げる額 1項目 75,000 2項目 150,000 3項目以上（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業及び育児講座・育児と仕事の両立支援事業のすべてを実施する場合に限る。） 400,000</td> </tr> <tr> <td>異年齢児交流等事業</td> <td>（左欄に掲げる事業を2以上実施する場</td> </tr> <tr> <td>育児講座・育児と仕事の両立支援事業</td> <td>合に限る。）</td> </tr> <tr> <td>小学校低学年児童の受入事業</td> <td>500,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>加算項目</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭支援推進保育所又は地域子育て支援センターと連携して実施するもの (2) 他の児童福祉施設等と共同で実施するもの (3) ファミリーサポートセンターその他の子育て支援施設と連携して実施するもの (4) 他の市町村において実施されていない先進的なもの (5) 育児講座・育児と仕事の両立支援事業にあつては、育児講座、親子教室、プレイルーム開放又は子育て支援サークル支援事業のいずれかを当該年度に20回以上実施するもの 	事業名	助成基準単価（円）		基本額（年額）	加算額（年額）	世代間交流等事業	350,000	下記加算項目に該当する項目数に応じ次に掲げる額 1項目 75,000 2項目 150,000 3項目以上（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業及び育児講座・育児と仕事の両立支援事業のすべてを実施する場合に限る。） 400,000	異年齢児交流等事業	（左欄に掲げる事業を2以上実施する場	育児講座・育児と仕事の両立支援事業	合に限る。）	小学校低学年児童の受入事業	500,000	
事業名	助成基準単価（円）																		
	基本額（年額）	加算額（年額）																	
世代間交流等事業	350,000	下記加算項目に該当する項目数に応じ次に掲げる額 1項目 75,000 2項目 150,000 3項目以上（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業及び育児講座・育児と仕事の両立支援事業のすべてを実施する場合に限る。） 400,000																	
異年齢児交流等事業	（左欄に掲げる事業を2以上実施する場																		
育児講座・育児と仕事の両立支援事業	合に限る。）																		
小学校低学年児童の受入事業	500,000																		
行事費助成	幼稚園、認定こども園及び保育所	児童のための観劇の行事を実施していること。	観劇の行事を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は年額15,000円のいずれか少ない額															

園外保育費助成	幼稚園、認定こども園及び保育所	園外保育を実施していること。	園外保育を行うに当たり必要とするバス借上料その他交通費	助成対象経費の支出額又は年額77,700円（利用定員150人以上の園にあっては155,400円）のいずれか少ない額
小規模補修費助成	認定こども園（社会福祉法人又は学校法人が設置するものに限る。）及び保育所	保育用施設等（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対する保育を行うものに限る。）の補修工事（国又は府の助成が受けられるものを除く。）を施工していること。	保育環境の改善を図るために必要な次の各号に掲げる工事の施工に要する経費の総額が500,000円以上5,000,000円未満の場合に限る。） (1) 保育用施設の補修工事 (2) 保育用施設の附帯設備の補修工事 (3) その他市長が特に必要と認める工事	助成対象経費の2分の1に相当する額
保育体制強化費	認定こども園及び保育所	国の保育体制強化事業の要件を満たす保育支援者を配置していること。	保育支援者の人件費	助成対象経費の支出額又は90,000円に保育支援者の配置月数を乗じて得た額のいずれか少ない額
保育士宿舍借上費	認定こども園及び保育所	国の保育士宿舍借上支援事業の要件を満たす宿舍を借り上げていること。	賃借料その他の保育士用の宿舍を借り上げるに当たり必要とする経費	月及び借り上げた住居ごとに次に掲げる額のいずれか少ない額の4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てるものとする） (1)助成対象経費の支出額 (2)保育士宿舍借り上げ支援事業に係る国庫補助基準額

看護師助成	認定こども園及び保育所	第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対する保育のための看護師、准看護師、准看護師又は保健師を配置していること。	年額 4,634,000円を超えて支出する看護師、准看護師又は保健師の人件費	助成対象経費の支出額又は年額792,000円のいずれか少ない額
病児保育事業費（体調不良児対応型）	認定こども園、保育所及び小規模保育	国の病児保育事業（体調不良児対応型）の要件を満たす事業を実施し、かつ、看護師助成を受けていないこと。	病児保育事業（体調不良児対応型）を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は病児保育事業（体調不良児対応型）に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額

備考 この表において、「第2号支給認定子ども」とは法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいい、「第3号支給認定子ども」とは法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。

吹田市立保育園の保育内容及び運営について(案)

平成 28 年(2016 年)1 月

吹田市こども部こども育成室保育幼稚園課

目次

はじめに	3
1 保育内容	3
(1) 生活	3
(2) 健康	5
(3) 行事	8
(4) 園外行事	9
(5) 地域交流	9
(6) 集団づくり	9
(7) 異年齢交流	9
(8) 発達支援保育	9
(9) 地域子育て支援	11
(10) 保護者との連携	14
2 運営	14
(1) 個人情報保護について	14
(2) 会議関係	14
(3) 研修について	14
(4) 安全管理	14
(5) 健康管理	15
(6) その他	15

はじめに

平成 20 年（2008 年）4 月に改訂保育所保育指針が示され、同年より改訂内容を吹田市立保育所の保育に取り入れる為、これまでの保育内容をまとめ、当時の園長及び園長代理が検討会を重ね、保育所全職員の意見も踏まえて、平成 21 年（2009 年）10 月に「吹田市立保育園保育のあゆみ」の冊子を作成しました。

平成 30 年度（2018 年度）に吹田市立南保育園を民間事業者に移管するにあたり、この冊子をもとに、再度園長で検討会を行い、あらたに「吹田市立保育園の保育内容及び運営について」を作成しました。

「大切な子どもをお預かりする」という姿勢を一人ひとりの職員がしっかり自覚して保育を行うこと及び発達理論を学び「児童一人ひとりの持っている力を十分に発揮させる保育」をめざし、常に目の前の子どもの状況に即した保育を柔軟に実践することを理念として保育を行っています。

1 保育内容

(1) 生活

快便、快食、快眠の生活を送ることが豊かにあそぶ土台にする。

大人の都合ではなく、子どもを中心にした生活を家庭と園で連携してつくる。24 時間を見通した生活リズムを大切にし、どの時間も気持ちよくすごせるように配慮する。

ア 0歳児・・・『人を好きになる土台作り』

(ア) 食育

a ミルクを飲ませる時は、語りかけながら抱っこでゆったりとした気持ちで飲ませる。

個々の飲み具合によって、乳首の形や穴のサイズを考えている。

b 母乳を与えたいと願っている親の気持ちに寄り添い、母乳バックの利用も行っている。

進め方は個々の子どもの状況に応じて、家庭と連携しながら進めている。

c 離乳食は、1 歳 6 か月までに完了し、幼児食へと移行を目指している。

d 食事指導は保育者と子どもが向かい合い、語りかけながら楽しい雰囲気食べるようにしている。

e ともだちと数人で一緒に食べながら、子ども同士の関わりが持てるように、テーブルや保育士の位置に配慮している。

f 自分で食べる事を大切にしている。（手づかみの保障）

g スプーンやコップに慣れる。

h 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつなど、生活の締めくくりを大切にしている。

i 初めての食材は家で試してもらってから園で食べるようにしている。

(イ) 睡眠

- a 寝返りができるとベビーベッドは使わず、子どもが目覚めて、自分から保育士や友達の側に行けるように布団を使用している。
- b 7か月ごろ～1歳半くらいを目安に午前・午後の2回睡眠を保障している。
- c 乳児にとって成長に合わせた快のリズム（寝て・食べて・遊ぶリズム）をつくっている。

※SIDSのチェック…厚労省の基準に伴い、午睡中の睡眠状況の確認を5分おきに行っている。うつぶせ寝にしない。

(ウ) 排泄

- a 快、不快を感じる力を育てるために、布おむつをなるべく使用している。おむつ交換時、「気持ちいいね」「気持ちよくなったね」などの声かけをし、気持ちや感覚を育てていくことを大切にしている。
- b 0才時期はオマルに慣れる事を大切にしている。
股関節の不自然な開き過ぎを防ぎ、腹圧をかけて排便を促す姿勢がとりやすいチャンパーポットを使用している。

(I) 衣類

- a 動きに制限のあるつなぎ服ではなく、上下に分かれた衣類を使用している。
- b 「ここにおてて、いれてね」等声かけをし、自分でしようとするよう促している。

イ 1歳児…『自我の芽生え…自分でしようとする気持ちを育む』

(ア) 食育

- a 大人や友だちと楽しい雰囲気の中で、自分で食べる事を大切にしている。
- b 食材に触れたり、簡単なお手伝いをして、食べる事への興味や関心を育てている。
- c スプーンやフォークを使って食べる。

(イ) 睡眠

2回睡眠から1回睡眠の移行については、個人を大切にする。

*移行の目安

- a 1回目にたっぷり眠れる。
- b 2回目が寝にくくなる。
- c 1回目に寝付くまでの時間がかかる…などこどもの様子を見て、無理なく進めている。

※利用する保育時間も長くなっている。家庭との連携を取りながら、こどもの生活を24時間サイクルで把握するなど融通を利かせている。

(ウ) 排泄

自立に向けての取り組みを大切にしている。

- a 生活の節目で声をかけてトイレに行くよう促している。

- b 画一的にならないように、個人差を大切にしながら気持ちを尊重している。
- c 男の子は立って便器を使う事を経験させている。

(I) 着脱

自我の芽生えと共に着脱の意欲が出てくるので、それに合わせて「ジブンデ」の気持ちを育てていく。

- a こだわりや好き嫌いもはっきりしてくるので、自分の服を出してくるなど選ぶ事を尊重している。
- b こども達のやりたい気持ちを大事にしながらかつ援助している。
- c 自分でできたことに共感し、自信へとつなげていく。(パンツ・ズボン・帽子・靴など)

ウ 2歳児…『自分でできたことを喜び、意欲を育む』

(ア) 食育

- a 見通しや期待を持ち、意欲的に食べられるように、給食の手伝いや食材の皮むき、簡単なクッキング等をしている。
- b 満3才以降にお箸を使い始める。大人がそばについて見守り励ましている。

(イ) 睡眠

毎日、同じ日課で過ごすことで規則正しいリズムや生活の見通しを作っている。

(ウ) 排泄

- a 生活の節目で声をかけ促す。
- b 自分で行きたい時に行く。
- c 大人に見守られ後始末をしようとする。

(I) 着脱

自分で服の脱ぎ着やボタンのはめ外しが出来るようになる。

(2) 健康

ア 0歳～2歳期

- (ア) 薄着で過ごしている。
- (イ) 裸足で過ごしている。
- (ウ) 0、1才は視診をし、体温を測りながら保護者と共に健康状態を把握している。
- (I) 戸外遊び、外気浴、水遊びなどで皮膚を刺激して、健康な体を作る。
- (ロ) 室温調節を行い、汗をかくことを大切にしている。

イ 幼児期……早寝早起きの生活リズムを大切にしている

(ア) 生活

24時間を見通した生活リズムを大切にする

早寝早起きの生活リズムの大切さを保護者にも伝える。

a 食事

- (a) 一人ひとり、育ってきた環境を大切にしながら、好き嫌いなく意欲的に食べる。
- (b) スプーンを正しく使えるようになってからお箸を使って食べる。
- (c) 食材や献立、メニューなどに興味をもち、期待しながら食べる。
- (d) 栽培をしたり、クッキングに取り組む。
- (e) 友達や大人と楽しく食べる。食事のマナーを大切にする。

b 睡眠

年齢に応じ、一定時間ぐっすり眠る

c 排泄

排泄の自立をめざす。

d 健康、清潔

- (a) 健康で丈夫な身体を作る為に年間を通して室内は裸足で過ごしている。
- (b) あそんだ後や食後、午睡前には手や足を洗い気持ちよく清潔に過ごしている。
- (c) 食べた後、お茶や歯磨きで口の中を清潔にしている。
- (d) 衣服が汚れたら着替えて気持ちよく過ごしている。
- (e) はなが出たら自分でかみ、気持ちよく過ごす。

(1) あそび

全身運動を促すことにより、心も身体も豊かにたくましく育っていきます。健康な身体、健康な心は豊かなあそびを作りだし、友達との関わりや考える力を育てます。

a 0歳児

- (a) 笑顔で子どもに向かい合い、あやしあそび、ふれあいあそび、ゆさぶりあそびをする。
- (b) 五感を使ったあそびを大切にする。
- (c) 動きたくなるような環境（人、物）を月齢に応じて保障する。
- (d) 個々を大事にしながらも、大人や友だちを配慮した生活を作る。
- (e) やりとりあそびをし、大人との関わりと心地よい関係を作る。

b 1歳児

- (a) 自然物や小動物などを見て、触って、実感し大人も子ども同士も共感し、繰り返しの探索活動を大切にする。
- (b) 散歩、リズムあそび、固定遊具、あおり動作の出来る乗り物など全身を使った遊びを大切にする。
- (c) 水、砂、土に触って色んな感触を楽しみあそぶ。
- (d) 道具を使ってあそぶ。
- (e) 経験したことをみため、つもりや身振り遊びで再現して楽しむ。

- (f) 手遊び、歌を楽しむ。
- (g) 1対1のゆったりとした関わりの中で絵本・紙芝居に触れる。
- (h) 初めと締めくくりを大切にし、間を持って見守る。

c 2歳児

- (a) 目的を持った活動を繰り返し楽しむ。
- (b) 走ったり、止まったり、追歩が出来るなど色々な動きを遊びの中で楽しむ。
- (c) 手先を使うあそびをたっぴりとする。(ハサミ、のりなどを使う)
- (d) みんなと一緒に楽しいと思える共感できる保育の工夫をする。
- (e) 生活経験から根ざしたことを再現し、イメージを共有して遊びを展開する。
- (f) 手遊びや歌やリズムあそびを楽しむ。
- (g) 簡単なルールのあるわらべ歌や追いかっこ、かくれんぼなどを楽しむ。
- (h) 固定遊具を繰り返して遊び、しなやかな身体をつくる。

d 幼児期のあそび

(a) 散歩および戸外あそび

目的やねらいをもって散歩を楽しむ。四季折々の自然の変化を五感で感じ、興味関心をもって、楽しめるように戸外遊びや散歩を大切にする。水、砂、土、泥など変化する素材で全身を使って大胆に遊ぶ。夏は水あそび、プールあそびを楽しむ。

- ① 歩くことは全身運動を促し、足腰や内臓を丈夫にする。
- ② わくわく、ドキドキする躍動感のある散歩は、身体を育て心を開かせる。
- ③ さまざまな環境に触れ、視野と経験を広げ、「ひと」「もの」とのふれあいを通し、発見、出会い、探索活動を通して、五感を養い豊かな感性を育てる。
- ④ 見通しを育て、意欲的に生活する。
- ⑤ 交通ルールを身につける。

(b) 身体づくり

- ① 生活やあそびを通して、年齢や発達に応じた運動を積み重ね、丈夫で柔軟な身体をめざす。
- ② 健康な身体、健康な心は豊かなあそびを作り出し、人と関わる力、考える力を育てる。

(c) リズム運動

- ① 聴いて、みて、動いて、自分の身体をコントロールする力を育てる。
- ② 心地よい音楽に合わせて身体を動かし楽しく取り組む中で運動機能を発達させる。
- ③ 大きいクラスの姿をみて憧れたり、やってみたいという意欲を育てる。

(d) 表現活動

- ① 見て、触れて、遊んで身体で自由に表現する。
- ② 感じた事をことばや絵に託して表現し、製作などへもつなげていく。
- ③ ゆたかな生活が豊かな表現を生み、豊かな表現は豊かな心を育む。

(e) 集団あそび

ルールを守って、友達と関わってあそぶ。(さまざまなおにごっこ、わらべ

うたあそび、ドッチボールなど)

(f) 描画活動

- ① 体験したことや思いを描画やお話で表現する。(保育士は思いをしっかり聴き、共感することを大切にする。)
- ② 時間、人数、素材などを工夫する。

(g) ごっこあそび

生活経験を土台にして、想像力を膨らませる。大人や友達と共感してうそっこの世界を楽しみ、イメージの世界を豊かに広げる。

(h) 絵本

- ① 年齢や興味に応じた絵本を乳児期から楽しむ
- ② 日々の生活の中で、絵本、紙芝居、読み聞かせに親しむ機会を多く持つ。
- ③ 1対1のゆったりとした関わりの中で絵本に触れ、幼児期では、イメージを膨らませ友達と共有しながら、表現あそび、ごっこあそびや劇あそびを楽しむ。

(3) 行事

ア 園全体で取り組む大きな行事

- (ア) 一泊保育……5才児が保育園で一泊する。親と離れて一晩泊まる事で自信をつけたり、友だちとの関わりがぐっと深まる。他クラスとも関わり、家庭とも連携を取り、職員全体で盛り上げていく。市が責任を持ち消防署や警察にも依頼し、安全対策をとっている。
- (イ) 運動会……日常の保育で積み重ねてきた成果を披露し、運動面の力を土台に課題に挑戦して、子ども一人ひとりの発達やクラス集団の成長を促す取り組みとして位置付けている。
- (ウ) 生活発表会……一年間をしめくくる行事として、子ども達が日常の生活の中で育ち合っている姿をクラス別に見てもらい、保護者と一緒に成長を確かめ合う場でもある。ごっこ遊び、劇遊び、5才児は劇づくりに取り組んでいる。
- (エ) 絵画展(作品展)……全園児の絵を展示して保護者に見てもらう機会をつくり、絵を通して子どもと会話する事の大切さを伝え、子どもの成長を確かめ合っている。

イ 伝統行事

こどもの日、夏祭り、敬老の集い、クリスマス会、餅つき、お正月遊び、節分などの行事を通して季節を感じ、日本の伝統文化に触れる機会を作っている。

ウ 毎月誕生会を行い、園全体で誕生児のお祝いをする。

(4) 園外行事

各年齢にあったねらいを設け、保育に生かせるような場所を選択し、回数も吟味し

ている。

自然に触れられる場所を選択している。4、5才児は大型バスを使用しての遠足を年一回実施している。

(5) 地域交流

ア 小学校、中学校との様々な交流、小学校、中学校、高等学校の職業体験の受け入れをしている。5才児は就学に向けて地域の保育園、幼稚園、小学校と交流している。

イ 子育て支援事業など、地域の人との繋がりを持ち、交流を深めている。

(6) 集団づくり

意見のぶつかり合いや自己主張がさかんで、遊びや生活の中でけんかやトラブルがよく起こる。大人が丁寧に対応しつつ、まわりの友だちを通して働きかける事でお互いの思いがわかり、仲間意識が育っていく。遊びや生活を通して一人ひとりの子ども達やクラス集団が成長し、力をつけていくように取組んでいる。

(7) 異年齢交流

小さい子どもは大きい子どもに憧れ、大きい子どもは小さい子どもに優しくするという気持ちを大切に、いつでも自然なかたちでの異年齢交流をしている。

(8) 発達支援保育制度

保育所の一般の児童とともに集団保育を行うことで、心身に発達の支援を要する児童の発達を援助し、福祉の増進を図ることを目的とする。(別紙「吹田市発達支援保育実施要領」参照)

ア 対象児童

3歳児以上の児童で療育・医療機関などの関係機関から保育所での集団保育を勧められたり、保育所での集団保育の必要が特に認められる場合とする。

原則として以下に該当する児童とする。

(ア) 保育所では、戸外での身体を使う活動が主であり、生活とあそびを通して発達を援助するため、9時から17時ぐらいまでの1日保育を受けられる健康状態にあること。

(イ) 病院や医療型児童発達支援施設等で毎日の訓練が必要でないこと。

(ロ) 児童発達支援施設等で毎日の専門的な療育が必要でないこと。

(ハ) 医療的処置(健康上の特別な配慮)を必要としないこと。

イ 利用手順

(ア) 利用の申し込み(10月1日より10月中旬まで)

新年度の保育所・認定こども園・小規模保育事業の一斉利用申込期間に市役所で

申込む。保育を必要とする事由は「その他（発達支援保育制度）」とする。

- (イ) 親子面接（12月初めより12月中旬まで）
児童の成育歴や現在の様子の聞き取りする。
- (ロ) 保育観察（12月末まで）
保育や療育を受けている機関や場があれば、保育観察に行く。
- (ハ) 事前会議の開催（1月初めから中旬）
発達支援保育制度を適用する児童であるかどうかの事前会議を開催します。
- (ニ) 発達支援保育検討会議の開催（1月中旬）
発達支援保育制度を利用する児童であるかどうかを決定する。
保護者に制度利用の認定もしくは認定却下、認定した場合の保育園利用の可か不可であることを通知する。内定児童は体験保育を行う。

ウ 発達支援保育枠

公立保育園では3歳児に1人以内、4、5歳児に各2人以内の発達支援保育枠を設け、発達支援保育が適用される場合は、保護者が希望された園のなかで利用調整を行う。

（別紙「吹田市立保育所運営に関する規程」参照）

エ 保育の実施

- (ア) クラス保育を基本とし、その児の発達や課題に応じて小集団保育などを行います。
- (イ) 個別指導計画作成クラス会議を持ち、個別指導計画を作ります。
- (ロ) 発達支援保育職員会議を持って、全職員で対象児童の状況を把握し、保育の検討を行います。
- (ハ) 児童に対して年1～2回の巡回相談を受け、発達検査、悩みなどを巡回スタッフの専門職に相談し保育の手立てを考える。また保護者との懇談も行い、成長と課題の確認をします。
- (ニ) 訓練が必要な児童は、関係機関、専門職（OT・STなど）と連携して支援します。
- (ホ) 保護者との連携を日常的に密にするとともに、個人懇談を定期的に行います。
- (ヘ) 就学に向けて、小学校との連携（学校見学・体験入学・懇談など）を図ります。
- (ヘ) 保護者とともに同じ研修を受講します。また、園で発達支援保育を利用している保護者同士をつなげていくと取り組みをしていきます。

オ その他

発達支援保育とは別に、就労等の枠で保育園を利用されている場合でも発達に課題があり、支援が必要となれば、「配慮を要する保育」を実施する。

制度利用児と要配慮児童の1クラスの人数については、原則3名以内とする。

(別紙「配慮を要する児童に対する保育の実施に関する内規」参照)

(9) 地域子育て支援

地域に根ざした保育所として、また、地域での子育て支援の拠点施設として各地域に地域担当保育士を配置し、家庭での子育てを支援することや、障害の早期発見や虐待防止の役割を担うことを目的に取り組んでいる。

ア 育児教室

保健センターとの共催事業として行う育児教室を実施する。

「育ちの主人公は子ども自身、子育ての主人公はお父さん、お母さん

一人ぼっちの子育てを吹田のまちからなくしましょう」

- (ア) 親であることの喜びが見出せる。
- (イ) 育児の体験が分かち合える仲間ができる。
- (ウ) 育児不安や疑問が解消・軽減され、見通しが持てる。
- (エ) 子育てを助け合える地域をみんなで作る。



	0才児育児教室	1歳半育児教室
対象児	生後6か月～1歳	1歳7か月～2歳6カ月前後
あそび	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児クラスの子どもたちと一緒に遊ぶ ・親子のふれあい遊び ・手遊び、絵本の読み聞かせ ・手作りおもちゃを作る ・遊具の紹介 ・園児との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあい遊び ・手遊び、絵本の読み聞かせ、リズム遊び、ちぎり紙遊び、どろんこ、大型遊具遊び、体操、絵の具遊び ・探索散歩 ・保育園児との交流など
食育	<ul style="list-style-type: none"> ・月齢に応じた離乳食を提供量や食材の切り方、柔らかさなど、実際に食べてみることでよくわかると好評 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児と同じ幼児食を提供 1コースの中で1回園児と同じメニューを食べる ・おやつを提供 いりこ・昆布・するめなどしっかり噛むものやお菓子以外のものがおやつになることを伝える 簡単手作りおやつのマカロニあべかわなど好評
学び	<ul style="list-style-type: none"> ・発達、生活リズム、トイレトレーニング、予防接種、歯磨きなどについて、おたよりをだし、話しをする 	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児育児教室のしおり ・離乳食のしおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいあいひろばのしおり
育児交流	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケートを基に母親同士の意見交流の場を設定し、育児相談もしている 	
仲間作り	<ul style="list-style-type: none"> ・育児教室終了後にOB会・サークルを作り、地域の既存のサークルを紹介して、親同士のつながりが続くように援助する 	

イ 園庭開放（ホール開放）

安心して遊べる親子の場所を提供している。
あかちゃんのためにホールを開放している。

ウ 地域開放事業

以下の地域開放事業を行っている。

- (ア) こどもの日のつどい
- (イ) どろんこ
- (ウ) プール開放
- (エ) 夏祭り
- (オ) 地域運動会
- (カ) やきいも
- (キ) クリスマス会
- (ク) お正月あそび
- (ケ) 節分



エ まちかど子育て絵本館

園庭・ホール開放、地域開放行事などで来られた時に絵本の貸し出し、よい絵本に触れる機会を提供している。

オ 育児相談

子育てについての不安や悩みなど相談している。

カ あかちゃん会

親子で遊びながら子育てする保護者の輪を広げる。月1回開催。

キ 子育て支援関係機関連絡会

地域で子育てをする基盤が整備され、いずみ保育園、かんらん保育園、吹田南幼稚園、南吹田児童センター、保健センター、吹二・吹南民生児童委員、吹二・吹南地区福祉委員、陽だまりルームなどで作っている連絡会に参加していく。

ク 地域教育協議会に参加する

教育委員会所管で各中学校校区を単位として、小学校、中学校、民生児童委員、地区福祉委員、青少年対策委員、体育振興会、公民館長、幼稚園、保育園などが地域の子どもの育ちをみんなで見守るよう連携していく。

ケ 地域の各団体との連携

地区福祉員会、自治会、子育てサロン、児童センターなどと情報を共有する。

ク サークル支援

育児教室終了後、地域のサークルを紹介したり、OBサークルの発足を呼びかけたりする。

また運営そのものや、遊びの提供、子育て相談、集える場の紹介など要求に合わせた支援をしていく。

- (10) 保護者との連携
 - ア 園だより
 - イ 保健だより
 - ウ 給食献立表
 - エ 栄養だより
 - オ クラスだより
 - カ 連絡ノート
 - キ 健康手帳
 - ク 視診表の記入
 - ケ 保育参観（プール参観含む）
 - コ 行事参加（運動会、生活発表会、）
 - サ 懇談会（年3回）

2 運営

(1) 個人情報保護について

「個人情報取扱いマニュアル」を策定し、保育所からの個人情報の流出防止に努めている。

(2) 会議関係

- ア 職員会議
- イ カリキュラム会議
- ウ 朝会
- エ 乳幼児ブロック会議
- オ アレルギー会議
- カ 給食反省会
- キ 各行事実行委員会
- ク 体制会議
- ケ 発達支援会議
- コ クラス会議

(3) 研修について

- ア 課の20講座研修の交代で参加
- イ ケース研究会
- ウ 園内研修

(4) 安全管理

- ア 避難訓練
- イ 防災訓練
- ウ 不審者対応訓練

(5) 健康管理

救急マニュアル

アレルギーマニュアル

緊急時対応マニュアル

(6) その他

制定マニュアル

保健業務の手引き

給食調理の手引き

個人情報取扱いマニュアル

食物アレルギー対応マニュアル

緊急マニュアル

地震等防災マニュアル

地震対応初動マニュアル

不審者対応マニュアル

防犯安全基本マニュアル

アルバイトのしおり

パートのしおり

発達支援保育実施要領

配慮を要する児童に対する保育の実施に関する内規

保育所児童保育要録開示要領

遠足での確認事項について

セアカゴケグモ対応マニュアル

医療的ケア実施要領

職員検便結果陽性時の取扱いについて

エピペンの取扱いに関する手引き

人権保育基本方針

児童虐待対応マニュアル

平成27年度



入園のしおり



吹田市立保育園

保育時間及び登降園

- ※ 開門は7時で、閉門は19時です。
- ※ 基本的な保育時間は平日9時から17時で、勤務時間+通勤時間です。土曜日の利用は「保育を必要とする事由」で異なります。お仕事がお休みのかたは、原則利用はできません。
- ※ 保育必要時間は保育を必要とする事由で異なります。保育短時間の場合は9時より以前の利用、17時以降の利用については延長保育の利用になります。保育標準時間は7時～7時30分、18時30分～19時の利用は延長保育の利用となります。
- ※ 保護者の送迎を原則としています。送迎時は連絡事項等がありますので、必ず、当番職員や担任に声をかけてください。保護者以外の方がお迎えの場合はその旨ご連絡ください。
- ※ 乳児(0・1歳児クラス)については、登園時、保護者の方に検温していただき、その日の体調等をお聞きます。その時、熱や体調に異常があればお預かりできません。

給食

- ※ 給食は、栄養士による献立に従って毎日実施します。毎月初めに献立表をお渡ししますので、ご家庭でも活用ください。
- ※ 離乳食は、個人の発育に応じ献立を立てていますが、常に家庭と園が連絡しあって離乳の完成へすすめましょう。
- ※ 初めて食べる食品は、食物アレルギーが心配されますので、家庭で食べてから保育園で食べるようにしましょう。
- ※ 食物アレルギー対応をしています。ご相談ください。
- ※ 行事、その他の事情により給食を提供しないときは、事前に連絡します。
- ※ 3歳児以上の給食は副食給食(国基準)のため、保育料とは別に、主食給食費を負担していただいています。(月額800円)詳細は園又は保育幼稚園課におたずねください。

園と家庭との連携

- ※ 園からのおたより、掲示板はよく読んでください。
- ※ 提出物は、期日を守ってください。
- ※ 家庭からの連絡事項は、連絡帳をご利用ください。
- ※ 勤務先や住所その他、届出事項に変更があったときは、直ちに園及び保育幼稚園課に連絡してください。

その他

- ※ お子様のこと、保育のことなどの意見は、遠慮なくお聞かせください。
- ※ 運動会、生活発表会、保育懇談会等の年間行事は、お子様の成長を知るよい機会ですからご出席ください。



保健

- ※ 身体に異常があれば無理な登園はせずにお休みをお願いします。
- ※ 登園後発熱した場合、その他なんらかの異常が起きたときは連絡しますので、お迎えをお願いします。なお、病後の登園については体力が回復し集団保育が可能になってからお願いします。病気や病気回復期には、「病児・病後児保育室」が利用できます。詳しくはパンフレットを御覧ください。
- ※ 保育中ケガをした場合は応急処置し、その症状により受診します。家庭でも経過をみていただき、いつもと様子が違う場合は受診をお願いします。
- ※ 右表の感染症にかかった人は必ず休ませ、医師の許可を得て、保護者が登園届に記入、提出のうえ登園してください。
- ※ 園での与薬は原則としていたしません。
- ※ 健診等の結果は、「健康の記録」でお知らせします。
- ※ 予防接種について
保育園は集団生活の場であり、乳幼児は特に病気に感染しやすいです。予防接種は、入園後早い時期に接種を受けられるようお願いします。
- ※ **日本スポーツ振興センター**
園児は、日本スポーツ振興センターの給付支払制度に加入しています。登降園途中、保育時間中のケガ等で受診した場合は医療費の請求ができます。

【登園届の提出が必要な感染症】
 麻しん(はしか)・インフルエンザ・風しん・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・髄膜炎菌性髄膜炎・結核・咽頭結膜熱(プール熱)・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸炎(O157、O26、O111等)

【必要時登園届の提出が必要な感染症】
 溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑(リンゴ病)・ウイルス性胃腸炎(ロタ、ノロ、アデノウイルス等)・ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症・帯状疱疹・突発性発しん・とびひ等





平成27年度(2015年度) 保育計画



吹田市立保育園

月	保 育 目 標	行 事
4	入園・進級を喜び、園生活に慣れよう ・生活リズムを整える ・新しい友達や先生と仲良くする ・手洗いの習慣を身につける	・入園・進級式 ・ぎょう虫検査 ・尿検査(2・3・4・5歳児)
5	戸外での遊びを十分楽しもう ・健康状態を確かめる ・友だちと関わって遊ぶ	・人形劇観賞(4・5歳児) ・子どもの日 ・保育懇談会 ・健康診断
6	どろんこ遊びをみんなで楽しもう ・よくかんで食べ、しっかり歯をみがく ・雨の日の遊びを楽しむ	・遠足 ・歯科健診 ・視力測定(3・4・5歳児)
7 8	水遊び、プール遊びを思いっきり楽しもう ・水遊びの安全に気をつける ・早寝、早起きをする	・七夕まつり ・プール開き ・一泊保育(5歳児)
9	生活のリズムを整え、十分からだを動かして遊ぼう ・好き嫌いをせず、いろいろなものを食べる	・プールじまい ・敬老のつどい ・健康診断(0・1歳児)
10	集団遊びを楽しみ、仲間意識を持とう ・目を大切にする	・運動会 ・体力測定(4・5歳児)
11	秋の自然にふれながら戸外遊びやごっこ遊びを楽しもう ・衣服の調節をする ・うがいの習慣を身につける	・健康診断 ・やきいも大会 ・保育懇談会
12	もちつき、クリスマス会等に期待を持って楽しもう ・からだの調子を整え、かぜに注意する	・もちつき ・クリスマス会 ・年末大掃除
1	正月遊びを十分楽しもう ・寒さに負けず戸外で遊ぶ	・正月遊び
2	今までにつけてきた力を生活発表会で発揮しよう ・背中を伸ばし元気に遊ぶ	・保育懇談会 ・豆まき ・健康診断(0・1歳児)
3	成長を確かめ進級、入学への期待を持とう ・耳を大切にする ・春を見つける	・ひなまつり ・生活発表会 ・おわかれ会 ・卒園式(3月25日)

上記以外に発育測定、誕生会、避難訓練は毎月行います。家庭訪問、個人懇談は必要に応じて実施していきます。行事の予定については若干前後する場合があります。



(保護者用)

徴収費用一覧

平成27年度吹田市立南保育園分

1 共済掛金

徴収内容	金額	備考
スポーツ振興センターの 災害共済給付制度掛金	240円/年	0歳から

2 教材費など

徴収内容	金額	備考
教材費	粘土	300円/年 2歳から
	粘土ケース	310円 3歳から(初年度のみ)
	粘土板	505円 3歳から(初年度のみ)
	はさみ	485円 3歳から(初年度のみ)
	のり	160円/個 3歳から
	道具箱	505円 4歳から(初年度のみ)
帽子	1,060円	2歳から
シーツ代	600円/枚	掛布団、敷布団用で各1枚

3 その他費用

徴収内容	金額	備考
写真代	30円/枚	
交通費(園外保育の電車代など)	実費	年4~6回程度
クッキング(食材費)	約100円/回	年6回程度
芋掘り体験	4、5歳クラス 200円/回	年1回(農園の芋掘り体験)

4 延長保育料

徴収内容	金額	備考
延長保育料[月極め(朝利用)]	2,600円/月	朝7:00から7:30まで
延長保育料[月極め(夕利用)]	2,600円/月	夕18:30から19:00まで
延長保育料[月極め(朝夕利用)]	5,200円/月	朝7:00から7:30まで 夕18:30から19:00まで
延長保育料[日割り(朝利用)]	200円/回	朝7:00から7:30まで
延長保育料[日割り(夕利用)]	200円/回	夕18:30から19:00まで

吹田市発達支援保育実施要領

(目的)

第1条 この要領は、心身の障害等によりその発達を支援する必要がある幼児（以下「障害児等」という。）に対し、保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における発達支援保育（集団生活への適応を図るとともに、日常生活における基本的な動作、知識技能等を習得させるための保育をいう。以下同じ。）を実施することにより、当該障害児等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 発達支援保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する障害児等であって、日々保育所等に通所することができるものとする。

- (1) 当該年度の初日において満3歳以上である小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）
- (2) 集団での日々の生活を送ることができる健康状態であること。
- (3) 医療機関、医療型児童発達支援施設等における日々の訓練が必要でないこと。
- (4) 児童発達支援施設等における日々の専門的な療育が必要でないこと。
- (5) 医療的ケア等の特別な配慮を必要としないこと。

(発達支援保育の実施)

第3条 市長は、吹田市立保育所において発達支援保育を実施する。

- 2 市長は、吹田市立保育所以外の保育所等において発達支援保育を実施する者に対し、支援を行うものとする。

(定員)

第4条 吹田市立保育所における発達支援保育の定員は、集団保育を適切に実施することができる範囲内において市長が定める。

- 2 前条第2項の規定による支援を受けて実施する発達支援保育の定員は、集団保育を適切に実施することができる範囲内において、当該発達支援保育を実施する者が定める。この場合において、当該発達支援保育を実施する者は、市長と協議しなければならない。

(利用)

第5条 市長は、発達支援保育の利用については、法第20条第1項の規定による認定の申請により面接を行い、次条に規定する会議における協議を経て、決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による発達支援保育の利用の決定に必要な書類の提出を申請者に求めることができる。
- 3 発達支援保育の利用調整（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定により行う調整をいう。）は、吹田市保育所等利用調整基準（平成18

年10月31日制定) 第2条第1号及び第2号に掲げる基準、別表に定める基準により算定した点数、第1項の面接等により把握した申請に係る障害児等の状況及びその家庭環境並びに同項の会議における協議の結果を総合的に勘案して行うものとする。

4 発達支援保育の利用期間は、原則として、年度の初日からその年度の末日までとする。

(発達支援保育検討会議)

第6条 発達支援保育を円滑に推進するため、発達支援保育検討会議を置く。

2 発達支援保育検討会議は、障害児等の発達支援保育の利用の適否及び保育条件その他の発達支援保育に関する事項について協議する。

3 発達支援保育検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 保育幼稚園課長、子育て支援室長、地域支援センター所長、杉の子学園長、わかたけ園長、保育幼稚園課参事(保育担当)及び保育幼稚園課長が指名する職員

(2) 保育園長代表、保育者代表、理学療法士又は作業療法士、発達指導員及び保健師

4 発達支援保育検討会議は、必要に応じ、次に掲げる者に発達支援保育検討会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(1) 心身障害等に関する専門的な知識を有する小児科、内科、精神科、整形外科医師等の専門の医師で、一般社団法人吹田市医師会から推薦されたもの

(2) 発達支援保育を実施する保育所等の関係者

(3) その他発達支援保育に関する専門的な知識を有する者

5 発達支援保育検討会議は、保育幼稚園課長が主宰する。

6 保育幼稚園課長に事故があるときは、第3項第1号に掲げる者のうち保育幼稚園課長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 発達支援保育検討会議は、当該年度に1回開催する。

8 発達支援保育検討会議の庶務は、こども部こども育成室保育幼稚園課において処理する。

(体験保育)

第7条 市長は、心身の状況を把握する必要があると認める障害児等について、体験保育を保育所等で実施する。

(職員の配置)

第8条 市長は、発達支援保育を適切に実施するため、発達支援保育を利用する児童の障害等の状態、発達の程度、必要な支援の内容等を勘案し、吹田市立保育所に必要な数の保育士その他の職員を配置するものとする。

2 第3条第2項の規定による支援は、適切な発達支援保育を実施するために必要な職員を配置することができるように行うものとする。

(巡回相談)

第9条 市長は、発達支援保育を適切に実施するため必要があると認めるときは、職員をして、保育所等を訪問させ、当該保育所等において発達支援保育を利用する児童の保護者及び当該保育所等の職員からの相談に応じさせるものとする。

(関係機関等との連携)

第10条 市長は、発達支援保育を円滑に推進するため、関係機関及び保護者との連携を密にし、必要があると認めるときは、これらに協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、発達支援保育の実施に関し必要な事項は、こども部長が定める。

附 則

この要領は、法の施行の日から施行する。

別表（第5条関係）

世帯の状況	点数
生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯	1
ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯	4
父母がともに重度の心身障害者である場合	3
兄弟姉妹が同一の保育所等の利用ができると見込める場合	2